

社会的要請の変化を踏まえた銀行取引における
現代的課題

2022年3月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、本研究会第2分科会における2019年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、2019年度は「社会的要請の変化を踏まえた銀行取引における現代的課題」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「高齢者本人が行う預金を中心とする金融取引の法的課題」（山下純司担当）、第2章で「高齢者の代理人等による預金等取引における法的課題」（沖野眞巳担当）、第3章で「民事信託における受託者名義の預金口座の取扱いに係る法的課題」（松下淳一担当）、第4章で「民事信託の受託者に対する信託財産を引き当てとする融資取引に係る法的課題」（山田誠一担当）、第5章で「後見制度支援預金の法的課題」（中田裕康担当）、第6章で「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策目的での普通預金規定の改定をめぐる私法上の諸問題」（加毛明担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、認知判断能力の衰えた高齢者に代わり親族等が預金の払戻を求めてきた場合の銀行の対応をめぐる法的課題について検討する。第2章においては、判断能力の低下した高齢者の預金取引について、本人による払戻等には法的な効力に疑義が生じることを受け、法的な安定性をもって預金取引ができるための方策として考えられる代理人等による取引をめぐる民法上の課題について検討する。第3章においては、高齢者が委託者兼受益者、受託者が家族（高齢者の子等）、信託財産を預金債権とする民事信託において、受託者の債権者が信託財産である預金債権を差し押さえた場合、及び受託者が破産した場合の問題点について検討する。第4章においては、民事信託において、受託者に対して、信託財産を引き当てとする融資取引が行なわれた場合、受託者が負う借入債務の法的性質の問題、および、受託者が信託財産に設定した抵当権の効力の問題を検討する。第5章においては、近年、銀行でも取り扱いを始めている後見制度支援預金について、成年後見を中心にし、また、先行する後見制度支援信託と比較しつつ、制度導入の経緯と制度の概要を示したうえで、関連する法的問題点を検討する。第6章においては、全国銀行協会「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた普通預金規定・参考例」を対象として、普通預金規定の改定の効力の問題と、取引謝絶の判断の過誤に対する銀行の民事上の責任の問題について検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部をお願いしている。

最後に、第2分科会では、2021年度は「本人又は被相続人の財産を管理する者との金融取引に関する法的問題」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

2022年3月
金融法務研究会座長
岩原紳作